

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年3月31日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 財政援助団体

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター運営費補助金

(2) 公の施設の指定管理者

茅ヶ崎市松林ケアセンター

指定管理者 社会福祉法人慶寿会

茅ヶ崎市元町ケアセンター

指定管理者 社会福祉法人麗寿会

茅ヶ崎市萩園ケアセンター

指定管理者 社会福祉法人翔の会

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和6年度に執行した財政援助団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和8年3月27日（金）

6 監査等の結果

財政援助団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果

(1) 財政援助団体

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター運営費補助金

所管課 福祉部高齢福祉課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

財政援助団体 公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

指摘事項

＜嘱託職員の賃金＞

賃金の支給にあたり、算定誤りによる過少払いが1件ありました。

＜嘱託職員の通勤に係る費用弁償＞

通勤に係る費用弁償の支給にあたり、算定誤りによる過払いが1件及び過少払いが1件ありました。

(2) 公の施設の指定管理者

茅ヶ崎市松林ケアセンター、茅ヶ崎市元町ケアセンター、茅ヶ崎市萩園ケアセンター

所管課 福祉部高齢福祉課

指摘事項

＜管理運営業務の一部の第三者への委託＞

ア 茅ヶ崎市松林ケアセンター

イ 茅ヶ崎市萩園ケアセンター

上記ケアセンターの管理運営に関する協定書において、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されていますが、当該施設の管理運営に係る業務のうち一部を第三者に委託されるものについて、協定書に定められている承諾を行っていませんでした。

指定管理者 社会福祉法人慶寿会

指摘事項

＜管理運営業務の一部の第三者への委託＞

茅ヶ崎市松林ケアセンターの管理運営に関する協定書第17条では、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されています。しかし、茅ヶ崎市松林ケアセンターでは、同協定書第9条に掲げる管理運営業務の一部を第三者に委託することについて、市から事前に承諾を受けていませんでした。

指定管理者 社会福祉法人麗寿会

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

指定管理者 社会福祉法人翔の会

指摘事項

<管理運営業務の一部の第三者への委託>

老人憩の家萩園いこいの里・茅ヶ崎市萩園ケアセンターの管理運営に関する協定書第18条では、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されています。しかし、茅ヶ崎市萩園ケアセンターでは、同協定書第9条に掲げる管理運営業務の一部を第三者に委託することについて、市から事前に承諾を受けていませんでした。